

「スマリンでんき」電気料金改定のお知らせ

[スマリンでんき（北海道）のお客さま](#) [こちら](#)

[スマリンでんき（東北）のお客さま](#) [こちら](#)

[スマリンでんき（東京）のお客さま](#) [こちら](#)
※スマリンでんきのサービス提供エリアをご確認ください。

[スマリンでんき（北陸）のお客さま](#) [こちら](#)

[スマリンでんき（中国）のお客さま](#) [こちら](#)

[スマリンでんき（四国）のお客さま](#) [こちら](#)

2023年7月27日

「スマリんでんき（北海道）」に
ご加入（電気をご購入）のお客さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
（小売電気事業者(登録番号 A0300)）

「スマリんでんき（北海道）」電気料金改定のお知らせ

平素は「スマリんでんき（北海道）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は、2019年7月から「スマリんでんき」料金プランによる電力供給サービスを実施してまいりましたが、昨今の世界情勢変動による資源価格の高騰に加え、為替の影響（円安）による燃料価格の高水準化が当社の電力供給サービス事業に大きく影響しております。

このような状況下、当社といたしましては引き続き安定した電力供給サービスを継続する観点から、電気料金の改定を2023年8月から下記のとおり実施いたします。

なお、各供給区域の一般送配電事業者の託送料金が国の認可を受け、2023年4月1日から見直し（値上げ）となりましたので、今回の料金改定に反映いたします。

お客さまにはご負担をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として当該供給区域の一般送配電事業者が設定するもので、託送供給等約款により経済産業大臣の認可を受けて設定されます。小売電気事業者は販売した電気の量に応じて託送料金を負担する仕組みとなっています。

記

1. 電気料金の改定時期

- ・「電気需給約款 [スマリんでんき]」および「スマリんでんき料金表（北海道）」、「スマリんでんき（エリア共通）動力プラン」（以下、「需給約款等」といいます。）を2023年8月1日に改定いたします。
- ・上記改定後の電気料金（単価）は、2023年8月の検針日以降にご使用される2023年9月分電気料金から適用いたします



2. 電気料金の改定内容

(1)対象となる料金プラン

スマリんでんき（北海道）の料金プラン		
①一般家庭向けプラン	②店舗・事務所向けプラン	③動力プラン

(2)改定後の電気料金単価

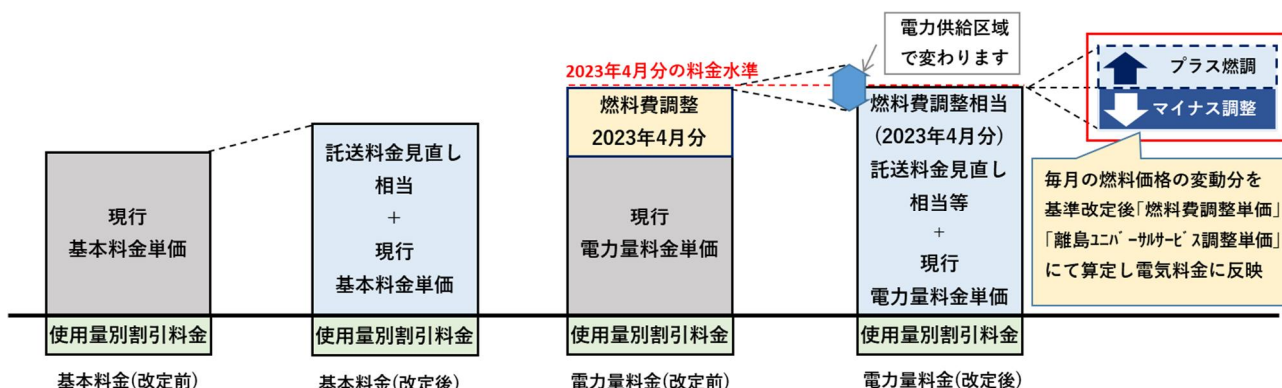
別紙1「スマリんでんき（北海道）電気料金単価表」に改定いたします。

(3)改定内容

- ・毎月、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格がまだ高い水準にありますことから、2023年4月分に適用する燃料費調整単価相当分を、電力量料金単価に反映します。
- ・一般送配電事業者「北海道電力ネットワーク株式会社」による託送料金見直し額相当分を電気料金（基本料金および電力量料金）に反映いたします。
- ・上記を含めた改定後の料金単価は、当該地域のみなし小売電気事業者が国の認可を受けた規制料金（従量電灯および低圧電力）の改定単価（2023年6月1日改定）と同一水準にいたします。

※上記(1)-①②料金プランの割引料金（使用量別割引率）適用に変更はありません。

【電気料金（基本料金および電力量料金）改定前後のイメージ】



※図の高さや大きさは単価や料金の額と直接関係しません。

【電気料金改定に伴う影響額（ご家庭1ヵ月あたりの試算金額）】（金額：税込）

ご使用条件：スマリんでんき（北海道）一般家庭向けプラン

[契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月の場合]

改定前単価による料金 (a)	改定後単価による料金 (b)	影響額 (b-a)	影響度 (b/a)
11,176 円/月	12,237 円/月	1,061 円/月	109%

【試算条件】スマリんでんき(北海道)一般家庭向けプラン（契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月）の場合
 試算には、基本料金、電力量料金、燃料費調整額(改定後は離島ユニバーサルサービス調整額を含む)、割引料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

燃料費調整額：2023年9月分の燃料費調整単価が未確定のため、2023年8月分の燃料費調整単価を使用します
 （燃料費調整改定前の算定基準による単価▲1.58 円/kWh、燃費調整改定後の算定基準による単価(離島ユニバーサルサービス調整単価含む)▲10.33 円/kWh)。8月分の燃料費調整単価には、国の電気料金軽減措置（▲7.00 円/kWh）を含みます。燃料費調整単価は毎月確定する平均燃料価格により変動します。

再生可能エネルギー発電促進賦課金：2023年度（2023年5月分～翌年4月分電気料金に適用）の単価（1.40 円/kWh）を使用します。影響額試算は設定する試算条件により変動します。

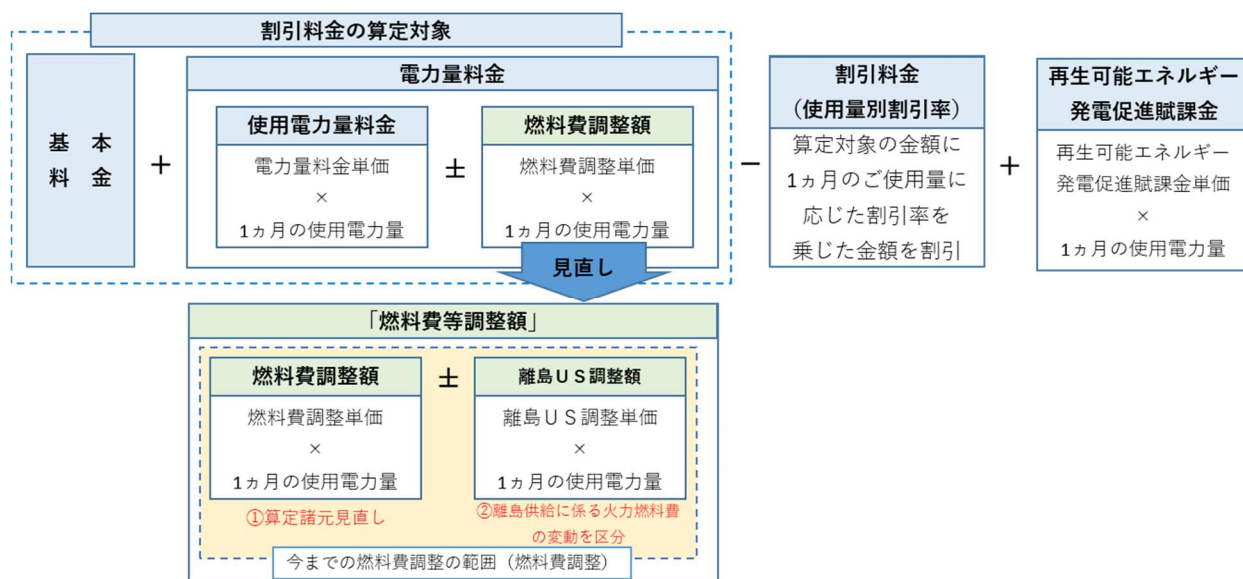
3. 燃料費調整の見直し

燃料費調整額の算定に係る諸元（基準値）を、別紙2「スミリンでんき（北海道）燃料費調整見直し」のとおり改定します。

また、これまで燃料費調整に含まれていた離島ユニバーサルサービス調整（以下、「離島U S 調整」といいます。）を、経済産業省令にあわせて区分して算定いたします。燃料費調整額と離島U S 調整額をあわせて、燃料費等調整額とします。

【電気料金の算定項目（燃料費調整額の算定が変更になります）】

上記2.(1)の料金プランの場合（※③の料金プランに割引料金はありません）



【離島U S 調整制度】

一般送配電事業者は、需要家保護の観点から離島の需要家に対するユニバーサルサービスとして、本土並みの料金水準で電気の供給を行なうことが義務付けられています。離島のお客さまにお届けする電気は主に火力発電によるもので、この火力燃料費にかかる変動を託送料金に反映して、全てのお客さま（本土・離島）から回収する仕組みを離島U S 調整制度といいます。当社は、毎月の燃料費調整単価に、一般送配電事業者と同様の離島U S 調整単価を加算または減算して、燃料費等調整額を算定いたします。

4. 料金以外の供給条件の見直しについて

需給約款等における料金以外の供給条件について、法令・制度改正や一般送配電事業者の託送供給等約款の見直し、業務の効率化等を踏まえ、需給約款等の一部改定いたします。主な変更事項については、別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」をご確認ください。

改定後の需給約款等および電気需給条件説明書（重要事項説明書）については、当社お客さま専用Webサイト「スミリンでんき [マイページ]」に、別途、掲載いたします。

5. 添付資料

- ・別紙1 「スミリンでんき（北海道）電気料金単価表」
- ・別紙2 「スミリンでんき（北海道）燃料費調整見直し」
- ・別紙3 「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」

以上

【お問い合わせ】

株式会社ファミリーネット・ジャパン

（小売電気事業者（登録番号 A0300）

東京都港区愛宕二丁目5番1号

カスタマーセンター

電 話 0120-769-677

受付時間 9時～17時

（土日祝日、年末年始を除く）

スミリンでんき（北海道）電気料金単価表

2023年8月の検針日以降にご使用される電気に適用する料金単価（改定後料金）は以下のとおりです。

スミリンでんき（北海道）一般家庭向けプラン

(1) 基本料金、電力量料金、最低月額料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額	
基本料金	契約電流 (A) (アンペア)	10A	1契約につき	341円00銭	374円00銭	33円00銭
		15A	1契約につき	511円50銭	561円00銭	49円50銭
		20A	1契約につき	682円00銭	748円00銭	66円00銭
		30A	1契約につき	1,023円00銭	1,122円00銭	99円00銭
		40A	1契約につき	1,364円00銭	1,496円00銭	132円00銭
		50A	1契約につき	1,705円00銭	1,870円00銭	165円00銭
		60A	1契約につき	2,046円00銭	2,244円00銭	198円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		23円97銭	35円44銭	11円47銭	
	120kWhを超え280kWhまでの1kWhにつき		30円26銭	41円73銭	11円47銭	
	280kWhを超える1kWhにつき		33円98銭	45円45銭	11円47銭	
最低月額料金	1契約につき		250円80銭	403円70銭	152円90銭	

(2) 割引料金（※割引料金に変更はございません。）

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	3.0%	5.0%	7.0%	9.0%

スミリンでんき（北海道）店舗・事務所向けプラン

(1) 基本料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約容量	1kVAにつき	341円00銭	374円00銭	33円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		23円97銭	35円44銭	11円47銭
	120kWhを超え280kWhまでの1kWhにつき		30円26銭	41円73銭	11円47銭
	280kWhを超える1kWhにつき		33円98銭	45円45銭	11円47銭

(2) 割引料金（※割引料金に変更はございません。）

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	3.0%	5.0%	7.0%	9.0%

スミリンでんき（北海道）動力プラン

(1) 基本料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約電力	1kWにつき	1,222円65銭	1,275円95銭	53円30銭
電力量料金	夏季	1kWhにつき	17円67銭	28円93銭	11円26銭
	冬季/その季	1kWhにつき	17円67銭	28円93銭	11円26銭

スミリンでんき（北海道）燃料費調整の見直し

燃料費調整における基準値の見直し

	種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数	原油(α)	0.4699	0.1874
	液化天然ガス(β)	-	0.0899
	石炭(γ)	0.7879	1.0036
基準燃料価格（基準となる平均燃料価格）	円/kℓ	37,200円/kℓ	80,800円/kℓ
基準単価（平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価）	厘/kWh(税込)	19銭7厘	17銭3厘

※平均燃料価格の上限設定はありません。

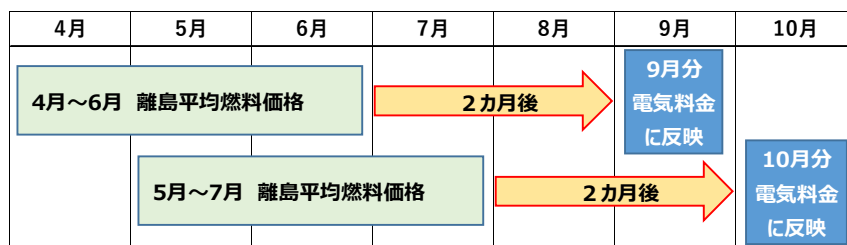
離島US調整の区分表示による基準値設定

	種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数	原油(α)	-	1.0000
離島基準燃料価格（基準となる離島平均燃料価格）	円/kℓ	-	79,300円/kℓ
離島上限燃料価格（離島平均燃料価格の上限）	円/kℓ	-	119,000円/kℓ
離島基準単価（離島平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価）	厘/kWh(税込)	-	1厘/kWh

【離島US調整のしくみ】

□離島US調整額の電気料金への反映

離島US調整額の算定に用いる離島US調整単価は、離島基準燃料価格と離島平均燃料価格に差が生じた場合に、その差額に基づき算定します。各月分の離島US調整単価は、3か月間の平均燃料価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映します。



□離島US調整額の算定

①離島平均燃料価格の算定

平均燃料価格は、原油の貿易統計価格をもとに算定される燃料価格をいい、その算定は次によります。

平均燃料価格 = $A \times \alpha$ （100円未満四捨五入）

A：各平均燃料価格算定期間における1kℓ当たりの平均原油価格

②燃料費調整額の算定

	離島平均燃料価格	燃料費調整	離島燃料費調整単価の算定方法
上限燃料価格 (119,000円)	上限燃料価格 以上の場合	上限燃料価格 にてプラス調整	$(119,000 - 79,300) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$
離島基準燃料価格 (79,300円)	基準燃料価格 を上回る場合	プラス調整	$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$
	基準燃料価格 を下回る場合	マイナス調整	$(79,300 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$

需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）

・配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定

配電事業制度が2022年4月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より電気の供給を受けるお客さまに対しても電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

・民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更

当社は、民法548条の4(定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります、この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

・法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

・需給契約申込時のお申出事項の追加

一般送配電事業者の託送供給等約款の系統連系技術要件に、系統に連携する発電設備等として蓄電池が技術要件の適用対象となりましたことから、ご契約申込時のお申出事項に蓄電池を追加いたします。

・契約期間の変更

契約期間を需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日までから、廃止または解約により需給契約が消滅する日までに変更します。

・需要場所に関わる規定の変更

託送約款等における需給場所に関する規定の見直しを反映いたします。

・需給契約の単位に関する規定の変更

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

・基本契約要綱の準拠法を規定

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

2023年7月27日

「スマリんでんき（東北）」に
ご加入（電気をご購入）のお客さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
（小売電気事業者(登録番号 A0300)）

「スマリんでんき（東北）」電気料金改定のお知らせ

平素は「スマリんでんき（東北）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は、2019年7月から「スマリんでんき」料金プランによる電力供給サービスを実施してまいりましたが、昨今の世界情勢変動による資源価格の高騰に加え、為替の影響（円安）による燃料価格の高水準化が当社の電力供給サービス事業に大きく影響しております。

このような状況下、当社といたしましては引き続き安定した電力供給サービスを継続する観点から、電気料金の改定を2023年8月から下記のとおり実施いたします。

なお、各供給区域の一般送配電事業者の託送料金が国の認可を受け、2023年4月1日から見直し（値上げ）となりましたので、今回の料金改定に反映いたします。

お客さまにはご負担をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として当該供給区域の一般送配電事業者が設定するもので、託送供給等約款により経済産業大臣の認可を受けて設定されます。小売電気事業者は販売した電気の量に応じて託送料金を負担する仕組みとなっています。

記

1. 電気料金の改定時期

- ・「電気需給約款 [スマリんでんき]」および「スマリんでんき料金表（東北）」、「スマリんでんき料金表（エリア共通）動力プラン」（以下、「需給約款等」といいます。）を2023年8月1日に改定いたします。
- ・上記改定後の電気料金（単価）は、2023年8月の検針日以降にご使用される2023年9月分電気料金から適用いたします



2. 電気料金の改定内容

(1)対象となる料金プラン

スマリんでんき（東北）の料金プラン		
①一般家庭向けプラン	②店舗・事務所向けプラン	③動力プラン

(2)改定後の電気料金単価

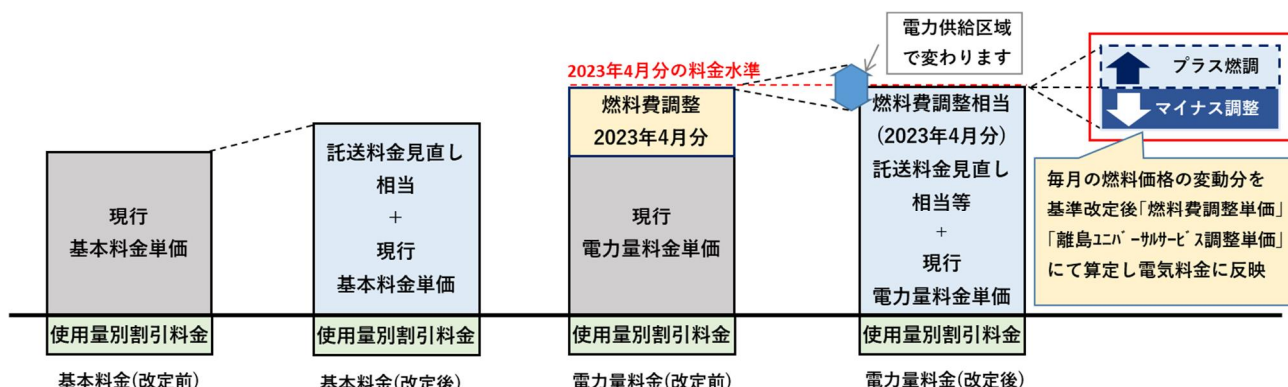
別紙1「スマリんでんき（東北）電気料金単価表」に改定いたします。

(3)改定内容

- ・毎月、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格がまだ高い水準にありますことから、2023年4月分に適用する燃料費調整単価相当分を、電力量料金単価に反映します。
- ・一般送配電事業者「東北電力ネットワーク株式会社」による託送料金見直し額相当分を電気料金（基本料金および電力量料金）に反映いたします。
- ・上記を含めた改定後の料金単価は、当該地域のみなし小売電気事業者が国の認可を受けた規制料金（従量電灯および低圧電力）の改定単価（2023年6月1日改定）と同一水準にいたします。

※上記(1)-①②料金プランの割引料金（使用量別割引率）適用に変更はありません。

【電気料金（基本料金および電力量料金）改定前後のイメージ】



※図の高さや大きさは単価や料金の額と直接関係しません。

【電気料金改定に伴う影響額（ご家庭1ヵ月あたりの試算金額）】（金額：税込）

ご使用条件：スマリんでんき（東北）一般家庭向けプラン

[契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月の場合]

改定前単価による料金 (a)	改定後単価による料金 (b)	影響額 (b-a)	影響度 (b/a)
9,921 円/月	10,023 円/月	102 円/月	101%

【試算条件】スマリんでんき（東北）一般家庭向けプラン（契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月）の場合
 試算には、基本料金、電力量料金、燃料費調整額（改定後は離島ユニバーサルサービス調整額を含む）、割引料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

燃料費調整額：2023年9月分の燃料費調整単価が未確定のため、2023年8月分の燃料費調整単価を使用します
 （燃料費調整改定前の算定基準による単価 0.07 円/kWh、燃調費調整改定後の算定基準による単価（離島ユニバーサルサービス調整額を含む）▲11.32 円/kWh）。8月分の燃料費調整単価には、国の電気料金軽減措置（▲7.00 円/kWh）を含みます。燃料費調整単価は毎月確定する平均燃料価格により変動します。

再生可能エネルギー発電促進賦課金：2023年度（2023年5月分～翌年4月分電気料金に適用）の単価（1.40 円/kWh）を使用します。影響額試算は設定する試算条件により変動します。

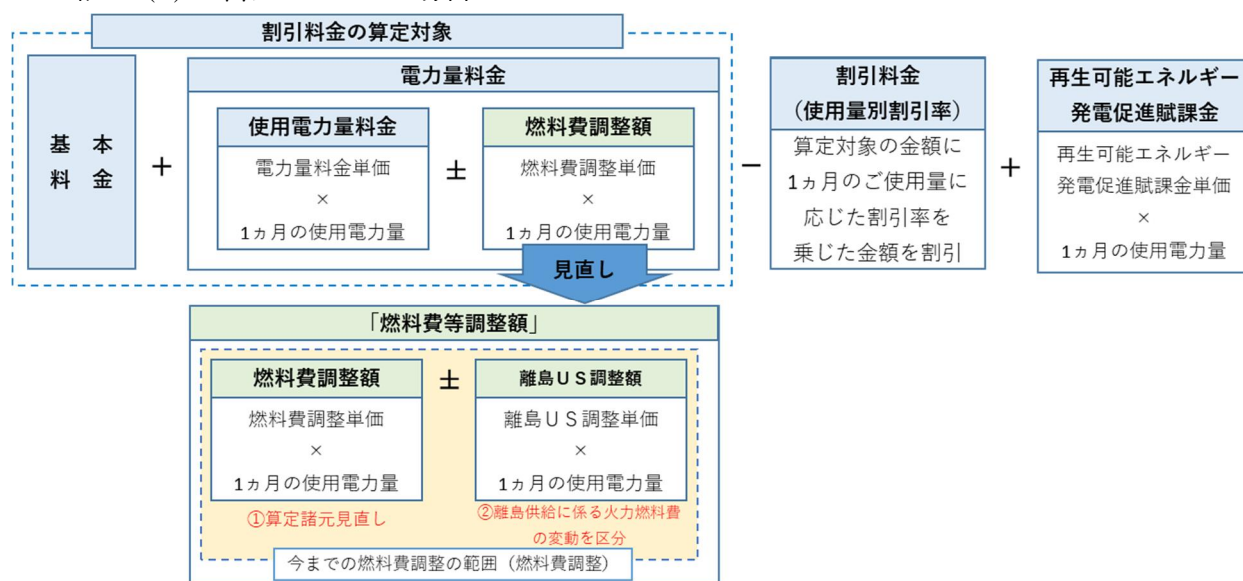
3. 燃料費調整の見直し

燃料費調整額の算定に係る諸元（基準値）を、別紙2「スミリンでんき（東北）燃料費調整見直し」のとおり改定いたします。

また、これまで燃料費調整に含まれていた離島ユニバーサルサービス調整（以下、「離島U S 調整」といいます。）を、経済産業省令にあわせて区分して算定いたします。燃料費調整額と離島U S 調整額をあわせて、燃料費等調整額とします。

【電気料金の算定項目（燃料費調整額の算定が変更になります）】

上記2.(1)の料金プランの場合



【離島U S 調整制度】

一般送配電事業者は、需要家保護の観点から離島の需要家に対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行なうことが義務付けられています。離島のお客さまにお届けする電気は主に火力発電によるもので、この火力燃料費にかかる変動を託送料金に反映して、全てのお客さま（本土・離島）から回収する仕組みを離島US調整制度といいます。当社は、毎月の燃料費調整単価に、一般送配電事業者と同様の離島US調整単価を加算または減算して、燃料費等調整額を算定いたします。

4. 料金以外の供給条件の見直しについて

需給約款等における料金以外の供給条件について、法令・制度改正や一般送配電事業者の託送約款等の見直し、業務の効率化等を踏まえ、需給約款等を一部改定いたします。主な変更事項については、別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」をご確認ください。

改定後の需給約款等および電気需給条件説明書（重要事項説明書）については、当社お客さま専用Webサイト「スミリンでんき [マイページ]」に、別途、掲載いたします。

5. 添付資料

- ・別紙1 「スミリンでんき（東北）電気料金単価表」
- ・別紙2 「スミリンでんき（東北）燃料費調整見直し」
- ・別紙3 「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」

以上

【お問い合わせ】

株式会社ファミリーネット・ジャパン

（小売電気事業者（登録番号 A0300）

東京都港区愛宕二丁目5番1号

カスタマーセンター

電 話 0120-769-677

受付時間 9時～17時

（土日祝日、年末年始を除く）

スマリんでんき（東北）電気料金単価表

2023年8月の検針日以降にご使用される電気に適用する料金単価（改定後料金）は以下のとおりです。

スマリんでんき（東北）一般家庭向けプラン

(1) 基本料金、電力量料金、最低月額料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額	
基本料金	契約電流 (A) (アンペア)	10A	1契約につき	330円00銭	369円60銭	39円60銭
		15A	1契約につき	495円00銭	554円40銭	59円40銭
		20A	1契約につき	660円00銭	739円20銭	79円20銭
		30A	1契約につき	990円00銭	1,108円80銭	118円80銭
		40A	1契約につき	1,320円00銭	1,478円40銭	158円40銭
		50A	1契約につき	1,650円00銭	1,848円00銭	198円00銭
		60A	1契約につき	1,980円00銭	2,217円60銭	237円60銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円58銭	29円71銭	11円13銭	
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		25円33銭	36円46銭	11円13銭	
	300kWhを超える1kWhにつき		29円28銭	40円41銭	11円13銭	
最低月額料金	1契約につき		261円80銭	359円58銭	97円78銭	

(2) 割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	3.0%	5.0%	7.0%	9.0%

スマリんでんき（東北）店舗・事務所向けプラン

(1) 基本料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約容量	1kVAにつき	330円00銭	369円60銭	39円60銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円58銭	29円71銭	11円13銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		25円33銭	36円46銭	11円13銭
	300kWhを超える1kWhにつき		29円28銭	40円41銭	11円13銭

(2) 割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	3.0%	5.0%	7.0%	9.0%

スマリんでんき（東北）動力プラン

(1) 基本料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約電力	1kWにつき	1,201円75銭	1,235円85銭	34円10銭
電力量料金	夏季	1kWhにつき	15円95銭	27円22銭	11円27銭
	冬季/その他季	1kWhにつき	14円50銭	25円77銭	11円27銭

スミリンでんき（東北）燃料費調整の見直し

燃料費調整における基準値の見直し

	種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数	原油(α)	0.1152	0.0259
	液化天然ガス(β)	0.2714	0.2563
	石炭(γ)	0.7386	0.8915
基準燃料価格（基準となる平均燃料価格）	円/kℓ	31,400円/kℓ	83,500円/kℓ
基準単価（平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価）	厘/kWh(税込)	22銭1厘	19銭7厘

※平均燃料価格の上限設定はありません。

離島US調整の区分表示による基準値設定

	種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数	原油(α)	-	1.0000
離島基準燃料価格（基準となる離島平均燃料価格）	円/kℓ	-	79,300円/kℓ
離島上限燃料価格（離島平均燃料価格の上限）	円/kℓ	-	119,000円/kℓ
離島基準単価（離島平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価）	厘/kWh(税込)	-	1厘/kWh

【離島US調整のしくみ】

□離島US調整額の電気料金への反映

離島US調整額の算定に用いる離島US調整単価は、離島基準燃料価格と離島平均燃料価格に差が生じた場合に、その差額に基づき算定します。各月分の離島US調整単価は、3か月間の平均燃料価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映します。



□離島US調整額の算定

①離島平均燃料価格の算定

平均燃料価格は、原油の貿易統計価格をもとに算定される燃料価格をいい、その算定は次によります。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha \quad (100 \text{ 円未満四捨五入})$$

A：各平均燃料価格算定期間における1kℓ当たりの平均原油価格

②燃料費調整額の算定

	離島平均燃料価格	燃料費調整	離島燃料費調整単価の算定方法
上限燃料価格 (119,000円)	上限燃料価格 以上の場合	上限燃料価格 にてプラス調整	$(119,000 - 79,300) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$
離島基準燃料価格 (79,300円)	基準燃料価格 を上回る場合	プラス調整	$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$
	基準燃料価格 を下回る場合	マイナス調整	$(79,300 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$

需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）

・配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定

配電事業制度が2022年4月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より電気の供給を受けるお客さまに対しても電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

・民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更

当社は、民法548条の4(定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります、この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

・法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

・需給契約申込時のお申出事項の追加

一般送配電事業者の託送供給等約款の系統連系技術要件に、系統に連携する発電設備等として蓄電池が技術要件の適用対象となりましたことから、ご契約申込時のお申出事項に蓄電池を追加いたします。

・契約期間の変更

契約期間を需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日までから、廃止または解約により需給契約が消滅する日までに変更します。

・需要場所に関わる規定の変更

託送約款等における需給場所に関する規定の見直しを反映いたします。

・需給契約の単位に関する規定の変更

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

・基本契約要綱の準拠法を規定

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

2023年7月27日

「スマリンでんき（東京）」に
ご加入（電気をご購入）のお客さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
（小売電気事業者(登録番号 A0300)）

「スマリンでんき（東京）」電気料金改定のお知らせ

平素は「スマリンでんき（東京）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は、2019年7月から「スマリンでんき」料金プランによる電力供給サービスを実施してまいりましたが、昨今の世界情勢変動による資源価格の高騰に加え、為替の影響（円安）による燃料価格の高水準化が当社の電力供給サービス事業に大きく影響しております。

このような状況下、当社といたしましては引き続き安定した電力供給サービスを継続する観点から、電気料金の改定を2023年8月から下記のとおり実施いたします。

なお、各供給区域の一般送配電事業者の託送料金が国の認可を受け、2023年4月1日から見直し（値上げ）となりましたので、今回の料金改定に反映いたします。

お客さまにはご負担をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として当該供給区域の一般送配電事業者が設定するもので、託送供給等約款により経済産業大臣の認可を受けて設定されます。小売電気事業者は販売した電気の量に応じて託送料金を負担する仕組みとなっています。

記

1. 電気料金の改定時期

- ・「電気需給約款[スマリンでんき]」および「スマリンでんき料金表（東京）」、「スマリンでんき（エリア共通）動力プラン」（以下、「需給約款等」といいます。）を2023年8月1日に改定いたします。
- ・上記改定後の電気料金（単価）は、2023年8月の検針日以降にご使用される2023年9月分電気料金から適用いたします



2. 電気料金の改定内容

(1)対象となる料金プラン

スマリンでんき（東京）の料金プラン		
①一般家庭向けプラン	②店舗・事務所向けプラン	③動力プラン

(2)改定後の電気料金単価

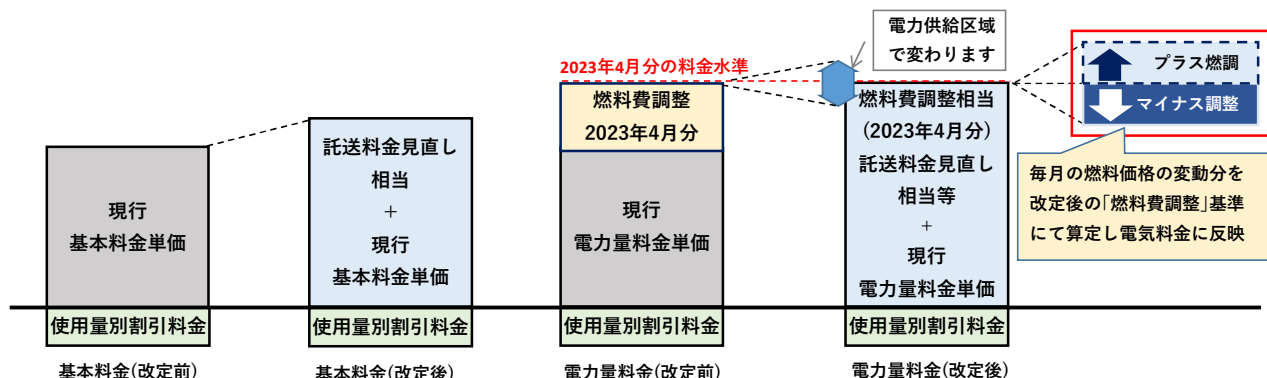
別紙1「スマリンでんき（東京）電気料金単価表」に改定いたします。

(3)改定内容

- ・毎月、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格がまだ高い水準にありますことから、2023年4月分に適用する燃料費調整単価相当分を、電力量料金単価に反映します。
- ・一般送配電事業者「東京電力パワーグリッド株式会社」による託送料金見直し額相当分を電気料金（基本料金および電力量料金）に反映いたします。
- ・上記を含めた改定後の料金単価は、当該地域のみなし小売電気事業者が国の認可を受けた規制料金（従量電灯および低圧電力）の改定単価（2023年6月1日改定）と同一水準にいたします。

※上記(1)-①②料金プランの割引料金（使用量別割引率）適用に変更はありません。

【電気料金（基本料金および電力量料金）改定前後のイメージ】



※図の高さや大きさは単価や料金の額と直接関係しません。

【電気料金改定に伴う影響額（ご家庭1ヵ月あたりの試算金額）】（金額：税込）

ご使用条件：スマリンでんき（東京）一般家庭向けプラン

[契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月の場合]

改定前単価による料金 (a)	改定後単価による料金 (b)	影響額 (b-a)	影響度 (b/a)
9,503 円/月	9,777 円/月	274 円/月	103%

【試算条件】スマリンでんき(東京)一般家庭向けプラン(契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月)の場合
 試算には、最低料金、電力量料金、燃料費調整額、割引料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。
 燃料費調整額：2023年9月分の燃料費調整単価が未確定のため、2023年8月分の燃料費調整単価を使用します
 (燃料費調整改定前の算定基準による単価▲1.78円/kWh、燃調費調整改定後の算定基準による単価▲11.21円/kWh)。8月分の燃料費調整単価には、国の電気料金軽減措置(▲7.00円/kWh)を含みます。燃料費調整単価は毎月確定する平均燃料価格により変動します。
 再生可能エネルギー発電促進賦課金：2023年度(2023年5月分～翌年4月分電気料金に適用)の単価(1.40円/kWh)を使用します。影響額試算は設定する試算条件により変動します。

3. 燃料費調整の見直し

燃料費調整額の算定に係る諸元（基準値）を、別紙2「スミリンでんき（東京）燃料費調整見直し」のとおり改定いたします。

4. 料金以外の供給条件の見直しについて

需給約款等における料金以外の供給条件について、法令・制度改正や一般送配電事業者の託送供給等約款の見直し、業務の効率化等を踏まえ、需給約款等を一部改定いたします。主な変更事項については、別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」をご確認ください。

改定後の需給約款等および電気需給条件説明書（重要事項説明書）については、当社お客さま専用Webサイト「スミリンでんき [マイページ]」に、別途、掲載いたします。

5. 添付資料

- ・別紙1「スミリンでんき（東京）電気料金単価表」
- ・別紙2「スミリンでんき（東京）燃料費調整見直し」
- ・別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」

以上

【お問い合わせ】

株式会社ファミリーネット・ジャパン

（小売電気事業者（登録番号 A0300））

東京都港区愛宕二丁目5番1号

カスタマーセンター 電話 0120-769-677

受付時間 9時～17時

（土日祝日、年末年始を除く）

スミリンでんき（東京）電気料金単価表

2023年8月の検針日以降にご使用される電気に適用する料金単価（改定後料金）は以下のとおりです。

スミリンでんき（東京）一般家庭向けプラン

（1）基本料金，電力量料金，最低月額料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額	
基本料金	契約電流 (A) (アンペア)	10A	1契約につき	286円00銭	295円24銭	9円24銭
		15A	1契約につき	429円00銭	442円86銭	13円86銭
		20A	1契約につき	572円00銭	590円48銭	18円48銭
		30A	1契約につき	858円00銭	885円72銭	27円72銭
		40A	1契約につき	1,144円00銭	1,180円96銭	36円96銭
		50A	1契約につき	1,430円00銭	1,476円20銭	46円20銭
		60A	1契約につき	1,716円00銭	1,771円44銭	55円44銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		19円88銭	30円00銭	10円12銭	
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		26円48銭	36円60銭	10円12銭	
	300kWhを超える1kWhにつき		30円57銭	40円69銭	10円12銭	
最低月額料金	1契約につき		235円84銭	321円42銭	85円58銭	

（2）割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	3.0%	5.0%	7.0%	9.0%

スミリンでんき（東京）店舗・事務所向けプラン

（1）基本料金，電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約容量	1kVAにつき	286円00銭	295円24銭	9円24銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		19円88銭	30円00銭	10円12銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		26円48銭	36円60銭	10円12銭
	300kWhを超える1kWhにつき		30円57銭	40円69銭	10円12銭

（2）割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	3.0%	5.0%	7.0%	9.0%

スミリンでんき（東京）動力プラン

（1）基本料金，電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約電力	1kWにつき	1,065円90銭	1,081円54銭	15円64銭
電力量料金	夏季	1kWhにつき	17円37銭	27円49銭	10円12銭
	冬季/その他季	1kWhにつき	15円80銭	25円92銭	10円12銭

スミリンでんき（東京）燃料費調整の見直し

燃料費調整における基準値の見直し

	種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数	原油(α)	0.1970	0.0048
	液化天然ガス(β)	0.4435	0.3827
	石炭(γ)	0.2512	0.6584
基準燃料価格（基準となる平均燃料価格）	円/kℓ	44,200円/kℓ	86,100円/kℓ
基準単価 （平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価）	厘/kWh(税込)	23銭2厘	18銭3厘

※平均燃料価格の上限設定はありません。

需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）

・配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定

配電事業制度が 2022 年 4 月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より電気の供給を受けるお客さまに対しても電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

・民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更

当社は、民法 548 条の 4 (定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります、この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

・法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

・需給契約申込時のお申出事項の追加

一般送配電事業者の託送供給等約款の系統連系技術要件に、系統に連携する発電設備等として蓄電池が技術要件の適用対象となりましたことから、ご契約申込時のお申出事項に蓄電池を追加いたします。

・契約期間の変更

契約期間を需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降 1 年目の日までから、廃止または解約により需給契約が消滅する日までに変更します。

・需要場所に関わる規定の変更

託送約款等における需給場所に関する規定の見直しを反映いたします。

・需給契約の単位に関する規定の変更

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

・基本契約要綱の準拠法を規定

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

2023年7月27日

「スマリンでんき（北陸）」に
ご加入（電気をご購入）のお客さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
（小売電気事業者(登録番号 A0300)）

「スマリンでんき（北陸）」電気料金改定のお知らせ

平素は「スマリンでんき（北陸）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は、2019年7月から「スマリンでんき」料金プランによる電力供給サービスを実施してまいりましたが、昨今の世界情勢変動による資源価格の高騰に加え、為替の影響（円安）による燃料価格の高水準化が当社の電力供給サービス事業に大きく影響しております。

このような状況下、当社といたしましては引き続き安定した電力供給サービスを継続する観点から、電気料金の改定を2023年8月から下記のとおり実施いたします。

なお、各供給区域の一般送配電事業者の託送料金が国の認可を受け、2023年4月1日から見直し（値上げ）となりましたので、今回の料金改定に反映いたします。

お客さまにはご負担をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として当該供給区域の一般送配電事業者が設定するもので、託送供給等約款により経済産業大臣の認可を受けて設定されます。小売電気事業者は販売した電気の量に応じて託送料金を負担する仕組みとなっています。

記

1. 電気料金の改定時期

- ・「電気需給約款[スマリンでんき]」および「スマリンでんき料金表（北陸）」、「スマリンでんき料金表（エリア共通）動力プラン」（以下、「需給約款等」といいます。）を2023年8月1日に改定いたします。
- ・上記改定後の電気料金（単価）は、2023年8月の検針日以降にご使用される2023年9月分電気料金から適用いたします



2. 電気料金の改定内容

(1)対象となる料金プラン

スマリンでんき（北陸）の料金プラン		
①一般家庭向けプラン	②店舗・事務所向けプラン	③動力プラン

(2)改定後の電気料金単価

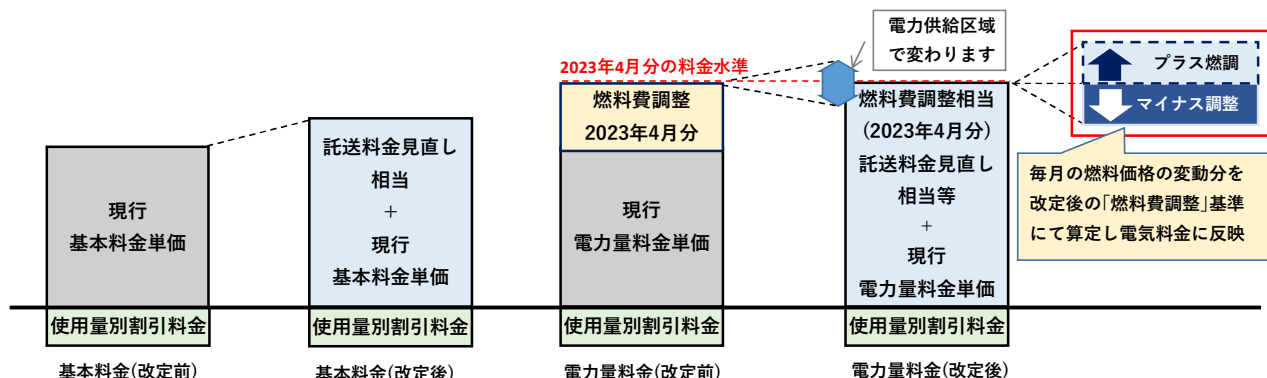
別紙1「スマリンでんき（北陸）電気料金単価表」に改定いたします。

(3)改定内容

- ・毎月、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格がまだ高い水準にありますことから、2023年4月分に適用する燃料費調整単価相当分を、電力量料金単価に反映します。
- ・一般送配電事業者「北陸電力送配電株式会社」による託送料金見直し額相当分を電気料金（基本料金および電力量料金）に反映いたします。
- ・上記を含めた改定後の料金単価は、当該地域のみなし小売電気事業者が国の認可を受けた規制料金（従量電灯および低圧電力）の改定単価（2023年6月1日改定）と同一水準にいたします。

※上記(1)-①②料金プランの割引料金（使用量別割引率）適用に変更はありません。

【電気料金（基本料金および電力量料金）改定前後のイメージ】



※図の高さや大きさは単価や料金の額と直接関係しません。

【電気料金改定に伴う影響額（ご家庭1ヵ月あたりの試算金額）】（金額：税込）

ご使用条件：スマリンでんき（北陸）一般家庭向けプラン

[契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月の場合]

改定前単価による料金 (a)	改定後単価による料金 (b)	影響額 (b-a)	影響度 (b/a)
8,461 円/月	9,851 円/月	1,390 円/月	116%

【試算条件】スマリンでんき（北陸）一般家庭向けプラン（契約電流 50A、月間使用電力量 350kWh/月）の場合試算には、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、割引料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

燃料費調整額：2023年9月分の燃料費調整単価が未確定のため、2023年8月分の燃料費調整単価を使用します（燃料費調整改定前の算定基準による単価▲0.62円/kWh、燃調費調整改定後の算定基準による単価▲10.38円/kWh）。8月分の燃料費調整単価には、国の電気料金軽減措置（▲7.00円/kWh）を含みます。燃料費調整単価は毎月確定する平均燃料価格により変動します。

再生可能エネルギー発電促進賦課金：2023年度（2023年5月分～翌年4月分電気料金に適用）の単価（1.40円/kWh）を使用します。影響額試算は設定する試算条件により変動します。

3. 燃料費調整の見直し

燃料費調整額の算定に係る諸元（基準値）を、別紙2「スミリンでんき（北陸）燃料費調整見直し」のとおり改定いたします。

4. 料金以外の供給条件の見直しについて

需給約款等における料金以外の供給条件について、法令・制度改正や一般送配電事業者の託送供給等約款の見直し、業務の効率化等を踏まえ、需給約款等を一部改定いたします。主な変更事項については、別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」をご確認ください。

改定後の需給約款等および電気需給条件説明書（重要事項説明書）については、当社お客さま専用Webサイト「スミリンでんき [マイページ]」に、別途、掲載いたします。

5. 添付資料

- ・別紙1「スミリンでんき（北陸）電気料金単価表」
- ・別紙2「スミリンでんき（北陸）燃料費調整見直し」
- ・別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」

以上

【お問い合わせ】

株式会社ファミリーネット・ジャパン

（小売電気事業者（登録番号 A0300））

東京都港区愛宕二丁目5番1号

カスタマーセンター 電話 0120-769-677

受付時間 9時～17時

（土日祝日、年末年始を除く）

スミリンでんき（北陸）電気料金単価表

2023年8月の検針日以降にご使用される電気に適用する料金単価（改定後料金）は以下のとおりです。

スミリンでんき（北陸）一般家庭向けプラン

(1) 基本料金, 電力量料金, 最低月額料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額	
基本料金	契約電流 (A) (アンペア)	10A	1契約につき	242円00銭	302円50銭	60円50銭
		15A	1契約につき	363円00銭	453円75銭	90円75銭
		20A	1契約につき	484円00銭	605円00銭	121円00銭
		30A	1契約につき	726円00銭	907円50銭	181円50銭
		40A	1契約につき	968円00銭	1,210円00銭	242円00銭
		50A	1契約につき	1,210円00銭	1,512円50銭	302円50銭
		60A	1契約につき	1,452円00銭	1,815円00銭	363円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		17円84銭	30円83銭	12円99銭	
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		21円73銭	34円72銭	12円99銭	
	300kWhを超える1kWhにつき		23円44銭	36円43銭	12円99銭	
最低月額料金	1契約につき		181円30銭	302円50銭	121円20銭	

(2) 割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301~400kWh	401~500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	1.0%	3.0%	5.0%	7.0%

スミリンでんき（北陸）店舗・事務所向けプラン

(1) 基本料金, 電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約容量	1kVAにつき	242円00銭	302円50銭	60円50銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		17円84銭	30円83銭	12円99銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		21円73銭	34円72銭	12円99銭
	300kWhを超える1kWhにつき		23円44銭	36円43銭	12円99銭

(2) 割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301~400kWh	401~500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	1.0%	3.0%	5.0%	7.0%

スミリンでんき（北陸）動力プラン

(1) 基本料金, 電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約電力	1kWにつき	1,107円70銭	1,165円18銭	57円48銭
電力量料金	夏季	1kWhにつき	12円15銭	26円09銭	13円94銭
	冬季/その他季	1kWhにつき	11円09銭	25円03銭	13円94銭

スミリンでんき（北陸）燃料費調整の見直し

燃料費調整における基準値の見直し

燃料費調整の基準値

	種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数	原油(α)	0.2303	0.0415
	液化天然ガス(β)	0.0000	0.0745
	石炭(γ)	1.1441	1.2499
基準燃料価格（基準となる平均燃料価格）	円/k ℓ	21,900円/k ℓ	79,800円/k ℓ
基準単価 （平均燃料価格が1,000円/k ℓ 変動した場合の単価）	厘/kWh(税込)	16銭1厘	16銭5厘

※平均燃料価格の上限設定はありません。

需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）

・配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定

配電事業制度が 2022 年 4 月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より電気の供給を受けるお客さまに対しても電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

・民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更

当社は、民法 548 条の 4 (定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります、この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

・法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

・需給契約申込時のお申出事項の追加

一般送配電事業者の託送供給等約款の系統連系技術要件に、系統に連携する発電設備等として蓄電池が技術要件の適用対象となりましたことから、ご契約申込時のお申出事項に蓄電池を追加いたします。

・契約期間の変更

契約期間を需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降 1 年目の日までから、廃止または解約により需給契約が消滅する日までに変更します。

・需要場所に関わる規定の変更

託送約款等における需給場所に関する規定の見直しを反映いたします。

・需給契約の単位に関する規定の変更

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

・基本契約要綱の準拠法を規定

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

2023年7月27日

「スマリンでんき（中国）」に
ご加入（電気をご購入）のお客さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
（小売電気事業者(登録番号 A0300)）

「スマリンでんき（中国）」電気料金改定のお知らせ

平素は「スマリンでんき（中国）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は、2019年7月から「スマリンでんき」料金プランによる電力供給サービスを実施してまいりましたが、昨今の世界情勢変動による資源価格の高騰に加え、為替の影響（円安）による燃料価格の高水準化が当社の電力供給サービス事業に大きく影響しております。

このような状況下、当社といたしましては引き続き安定した電力供給サービスを継続する観点から、電気料金の改定を2023年8月から下記のとおり実施いたします。

なお、各供給区域の一般送配電事業者の託送料金が国の認可を受け、2023年4月1日から見直し（値上げ）となりましたので、今回の料金改定に反映いたします。

お客さまにはご負担をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として当該供給区域の一般送配電事業者が設定するもので、託送供給等約款により経済産業大臣の認可を受けて設定されます。小売電気事業者は販売した電気の量に応じて託送料金を負担する仕組みとなっています。

記

1. 電気料金の改定時期

- ・「電気需給約款 [スマリンでんき]」および「スマリンでんき料金表（中国）」、「スマリンでんき（エリア共通）動力プラン」（以下、「需給約款等」といいます。）を2023年8月1日に改定いたします。
- ・上記改定後の電気料金（単価）は、2023年8月の検針日以降にご使用される2023年9月分電気料金から適用いたします



2. 電気料金の改定内容

(1)対象となる料金プラン

スマリンでんき（中国）の料金プラン		
①一般家庭向けプラン	②店舗・事務所向けプラン	③動力プラン

(2)改定後の電気料金単価

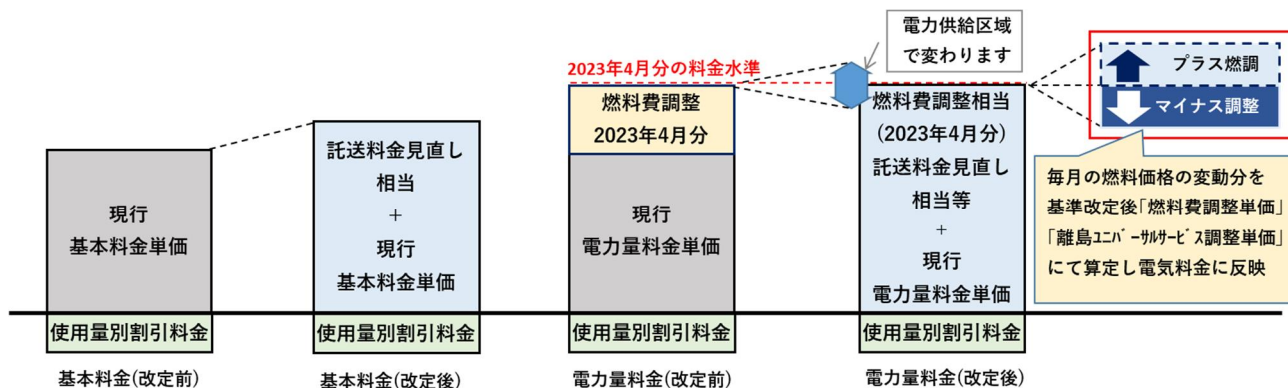
別紙1「スマリンでんき（中国）電気料金単価表」に改定いたします。

(3)改定内容

- ・毎月、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格がまだ高い水準にありますことから、2023年4月分に適用する燃料費調整単価相当分を、電力量料金単価に反映します。
- ・一般送配電事業者「中国電力ネットワーク株式会社」による託送料金見直し額相当分を電気料金（基本料金および電力量料金）に反映いたします。
- ・上記を含めた改定後の料金単価は、当該地域のみなし小売電気事業者が国の認可を受けた規制料金（従量電灯および低圧電力）の改定単価（2023年6月1日改定）と同一水準にいたします。

※上記(1)-①②料金プランの割引料金（使用量別割引率）適用に変更はありません。

【電気料金（基本料金および電力量料金）改定前後のイメージ】



※図の高さや大きさは単価や料金の額と直接関係しません。

【電気料金改定に伴う影響額（ご家庭1ヵ月あたりの試算金額）】（金額：税込）

ご使用条件：スマリンでんき（中国）一般家庭向けプラン

[月間使用電力量 350kWh/月の場合]

改定前単価による料金 (a)	改定後単価による料金 (b)	影響額 (b-a)	影響度 (b/a)
9,792 円/月	9,573 円/月	▲219 円/月	98%

【試算条件】スマリンでんき（中国）一般家庭向けプラン（月間使用電力量 350kWh/月）の場合。試算には、最低料金、電力量料金、燃料費調整額(改定後は離島ユニバーサルサービス調整額を含む)、割引料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。燃料費調整額：2023年9月分の燃料費調整単価が未確定のため、2023年8月の燃料費調整単価を使用します（改定前の燃料費調整単価（最低料金分 28.82 円/1 契約(最初の 15kWh まで)、電力量料金分 1.87 円/kWh) / 改定後の燃料費調整単価（改定後は離島ユニバーサルサービス調整額を含む）（最低料金分▲171.06 円/1 契約(最初の 15kWh まで)、電力量料金分▲11.40 円/kWh)）。燃料費調整単価は毎月確定する平均燃料価格により変動します。

再生可能エネルギー発電促進賦課金：2023年度（2023年5月分～翌年4月分電気料金に適用）の単価（1.40 円/kWh）を使用します。影響額試算は設定する試算条件により変動します。

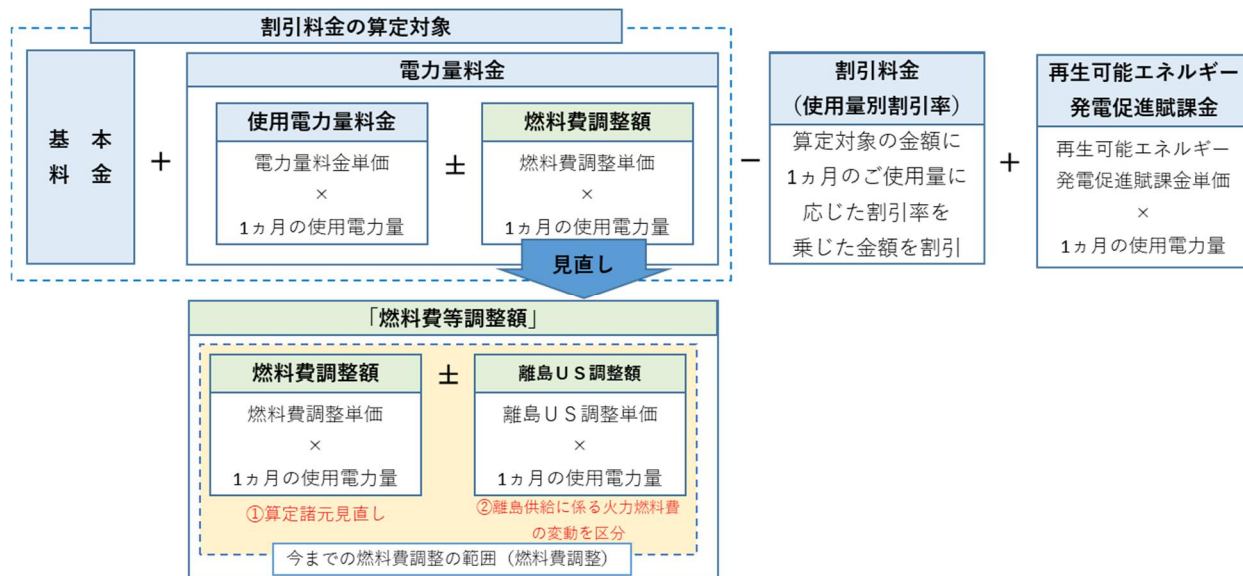
3. 燃料費調整の見直し

燃料費調整額の算定に係る諸元（基準値）を、別紙2「スミリンでんき（中国）燃料費調整見直し」のとおり改定いたします。

また、これまで燃料費調整に含まれていた離島ユニバーサルサービス調整（以下、「離島US調整」といいます。）を、経済産業省令にあわせて区分して算定いたします。燃料費調整額と離島US調整額をあわせて、燃料費等調整額とします。

【電気料金の算定項目（燃料費調整額の算定が変更になります）】

上記2.(1)の料金プランの場合（※③の料金プランに割引料金はありません）



【離島US調整制度】

一般送配電事業者は、需要家保護の観点から離島の需要家に対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行なうことが義務付けられています。離島のお客さまにお届けする電気は主に火力発電によるもので、この火力燃料費にかかる変動を託送料金に反映して、全てのお客さま（本土・離島）から回収する仕組みを離島US調整制度といいます。当社は、毎月の燃料費調整単価に、一般送配電事業者と同様の離島US調整単価を加算または減算して、燃料費等調整額を算定いたします。

4. 料金以外の供給条件の見直しについて

需給約款等における料金以外の供給条件について、法令・制度改正や一般送配電事業者の託送約款等の見直し、業務の効率化等を踏まえ、需給約款等の一部改定いたします。主な変更事項については、別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」をご確認ください。

改定後の需給約款等および電気需給条件説明書（重要事項説明書）については、当社お客さま専用Webサイト「スミリンでんき [マイページ]」に、別途、掲載いたします。

5. 添付資料

- ・別紙1 「スミリンでんき（中国）電気料金単価表」
- ・別紙2 「スミリンでんき（中国）燃料費調整見直し」
- ・別紙3 「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」

以上

【お問い合わせ】

株式会社ファミリーネット・ジャパン

（小売電気事業者（登録番号 A0300）

東京都港区愛宕二丁目5番1号

カスタマーセンター

電 話 0120-769-677

受付時間 9時～17時

（土日祝日、年末年始を除く）

スミリンでんき（中国）電気料金単価表

2023年8月の検針日以降にご使用される電気に適用する料金単価（改定後料金）は以下のとおりです。

スミリンでんき（中国）一般家庭向けプラン

（1）最低料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	改定前料金	改定後料金	差額
最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	336円87銭	712円67銭	375円80銭
電力量料金	15kWhを超え120kWhまでの1kWhにつき	20円76銭	32円83銭	12円07銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	27円44銭	39円51銭	12円07銭
	300kWhを超える1kWhにつき	29円56銭	41円63銭	12円07銭

（2）割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、最低料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	1.0%	3.0%	5.0%	7.0%

スミリンでんき（中国）店舗・事務所向けプラン

（1）基本料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約容量	1kVAにつき	407円00銭	431円90銭	24円90銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円07銭	30円14銭	12円07銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		24円16銭	36円23銭	12円07銭
	300kWhを超える1kWhにつき		26円03銭	38円10銭	12円07銭

（2）割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	1.0%	3.0%	5.0%	7.0%

スミリンでんき（中国）動力プラン

（1）基本料金、電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約電力	1kWにつき	1,055円45銭	1,147円85銭	92円40銭
電力量料金	夏季	1kWhにつき	15円01銭	26円98銭	11円97銭
	冬季/その他季	1kWhにつき	13円72銭	25円69銭	11円97銭

スミリンでんき（中国）燃料費調整の見直し

燃料費調整における基準値の見直し

		種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数		原油(α)	0.1543	0.0406
		液化天然ガス(β)	0.1322	0.0992
		石炭(γ)	0.9761	1.1994
基準燃料価格（基準となる平均燃料価格）		円/kℓ	26,000円/kℓ	80,300円/kℓ
基準単価（店舗・事務所向けプラン、動力プラン）		円/kWh(税込)	24銭5厘	21銭2厘
基準単価 （一般家庭向けプラン）	1契約につき最初の15kWhまで	円(税込)	3円68銭0厘	3円18銭5厘
	上記を超える1kWhにつき	円/kWh(税込)	24銭5厘	21銭2厘

※基準単価：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価

※平均燃料価格の上限設定はありません。

離島US調整の区分表示による基準値設定

		種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数		原油(α)	-	1.0000
離島基準燃料価格（基準となる離島平均燃料価格）		円/kℓ	-	79,300円/kℓ
離島上限燃料価格（離島平均燃料価格の上限）		円/kℓ	-	119,000円/kℓ
離島基準単価（店舗・事務所向けプラン、動力プラン）		円/kWh(税込)	-	1厘
離島基準単価 （一般家庭向けプラン）	1契約につき最初の15kWhまで	円(税込)	-	10銭7厘
	上記を超える1kWhにつき	円/kWh(税込)	-	1厘

※離島基準単価：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の単価

【離島US調整のしくみ】

□離島US調整額の電気料金への反映

離島US調整額の算定に用いる離島US調整単価は、離島基準燃料価格と離島平均燃料価格に差が生じた場合に、その差額に基づき算定します。各月分の離島US調整単価は、3か月間の平均燃料価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映します。



□離島US調整額の算定

①離島平均燃料価格の算定

平均燃料価格は、原油の貿易統計価格をもとに算定される燃料価格をいい、その算定は次によります。

平均燃料価格 = $A \times \alpha$ （100円未満四捨五入）

A：各平均燃料価格算定期間における1kℓ当たりの平均原油価格

②燃料費調整額の算定

	離島平均燃料価格	燃料費調整	離島燃料費調整単価の算定方法
上限燃料価格 (119,000円)	上限燃料価格 以上の場合	上限燃料価格 にてプラス調整	$(119,000 - 79,300) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$
離島基準燃料価格 (79,300円)	基準燃料価格 を上回る場合	プラス調整	$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$
	基準燃料価格 を下回る場合	マイナス調整	$(79,300 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1,000}$

需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）

・配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定

配電事業制度が 2022 年 4 月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より電気の供給を受けるお客さまに対しても電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

・民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更

当社は、民法 548 条の 4 (定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります、この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

・法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

・需給契約申込時のお申出事項の追加

一般送配電事業者の託送供給等約款の系統連系技術要件に、系統に連携する発電設備等として蓄電池が技術要件の適用対象となりましたことから、ご契約申込時のお申出事項に蓄電池を追加いたします。

・契約期間の変更

契約期間を需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降 1 年目の日までから、廃止または解約により需給契約が消滅する日までに変更します。

・需要場所に関わる規定の変更

託送約款等における需給場所に関する規定の見直しを反映いたします。

・需給契約の単位に関する規定の変更

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

・基本契約要綱の準拠法を規定

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

2023年7月27日

「スマリンでんき（四国）」に
ご加入（電気をご購入）のお客さま

株式会社ファミリーネット・ジャパン
（小売電気事業者(登録番号 A0300)）

「スマリンでんき（四国）」電気料金改定のお知らせ

平素は「スマリンでんき（四国）」をご利用くださり誠にありがとうございます。

当社は、2019年7月から「スマリンでんき」料金プランによる電力供給サービスを実施してまいりましたが、昨今の世界情勢変動による資源価格の高騰に加え為替の影響(円安)による燃料価格の高水準化が当社の電力供給サービス事業に大きく影響しております。

このような状況下、当社といたしましては引き続き安定した電力供給サービスを継続する観点から、電気料金の改定を2023年8月から下記のとおり実施いたします。

なお、各供給区域の一般送配電事業者の託送料金が国の認可を受け、2023年4月1日から見直し（値上げ）となりましたので、今回の料金改定に反映いたします。

お客さまにはご負担をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※託送料金とは、電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として当該供給区域の一般送配電事業者が設定するもので、託送供給等約款により経済産業大臣の認可を受けて設定されます。小売電気事業者は販売した電気の量に応じて託送料金を負担する仕組みとなっています。

記

1. 電気料金の改定時期

- ・「電気需給約款[スマリンでんき]」および「スマリンでんき料金表（四国）」、「スマリンでんき（エリア共通）動力プラン」（以下、「需給約款等」といいます。）を2023年8月1日に改定いたします。
- ・上記改定後の電気料金（単価）は、2023年8月の検針日以降にご使用される2023年9月分電気料金から適用いたします



2. 電気料金の改定内容

(1)対象となる料金プラン

スマリンでんき（四国）の料金プラン		
①一般家庭向けプラン	②店舗・事務所向けプラン	③動力プラン

(2)改定後の電気料金単価

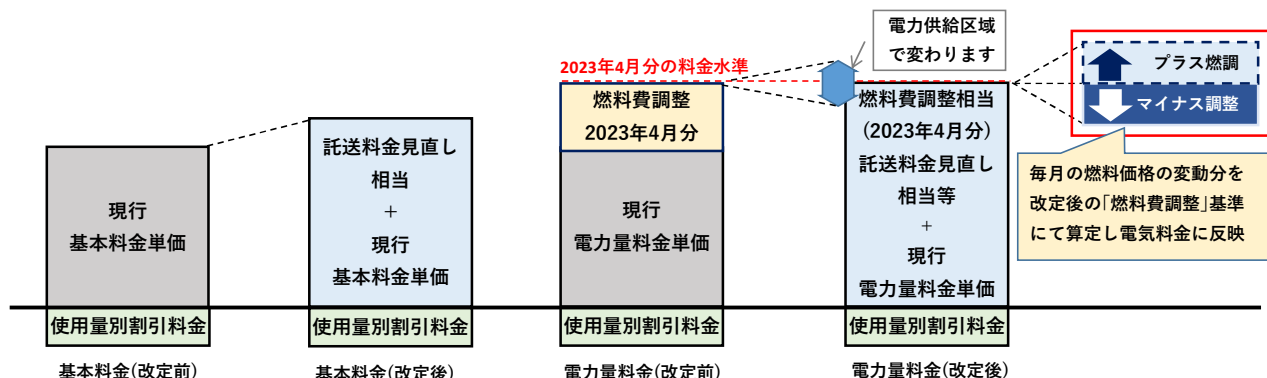
別紙1「スマリンでんき（四国）電気料金単価表」に改定いたします。

(3)改定内容

- ・毎月、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格がまだ高い水準にありますことから、2023年4月分に適用する燃料費調整単価相当分を、電力量料金単価に反映します。
- ・一般送配電事業者「四国電力送配電株式会社」による託送料金見直し額相当分を電気料金（基本料金および電力量料金）に反映いたします。
- ・上記を含めた改定後の料金単価は、当該地域のみなし小売電気事業者が国の認可を受けた規制料金（従量電灯および低圧電力）の改定単価（2023年6月1日改定）と同一水準にいたします。

※上記(1)-①②料金プランの割引料金（使用量別割引率）適用に変更はありません。

【電気料金（基本料金および電力量料金）改定前後のイメージ】



※図の高さや大きさは単価や料金の額と直接関係しません。

【電気料金改定に伴う影響額（ご家庭1ヵ月あたりの試算金額）】（金額：税込）

ご使用条件：スマリンでんき（四国）一般家庭向けプラン

[月間使用電力量 350kWh/月の場合]

改定前単価による料金 (a)	改定後単価による料金 (b)	影響額 (b-a)	影響度 (b/a)
9,248 円/月	9,444 円/月	196 円/月	102%

【試算条件】スマリンでんき（四国）一般家庭向けプラン（月間使用電力量 350kWh/月）の場合。

試算には、最低料金、電力量料金、燃料費調整額、割引料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

燃料費調整額：2023年9月分の燃料費調整単価が未確定のため、2023年8月分の燃料費調整単価を使用します（改定前の燃料費調整単価(最低料金分 0.33 円/1 契約(最初の 11kWh まで)、電力量料金分 0.04 円/kWh) / 改定後の燃料費調整単価(最低料金分 ▲110.88 円/1 契約(最初の 11kWh まで)、電力量料金分 ▲10.08 円/kWh)）燃料費調整単価は毎月確定する平均燃料価格により変動します。

再生可能エネルギー発電促進賦課金：2023年度（2023年5月分～翌年4月分電気料金に適用）の単価（1.40 円/kWh）を使用します。影響額試算は設定する試算条件により変動します。

3. 燃料費調整の見直し

燃料費調整額の算定に係る諸元（基準値）を、別紙2「スミリンでんき（四国）燃料費調整見直し」のとおり改定いたします。

4. 料金以外の供給条件の見直しについて

需給約款等における料金以外の供給条件について、法令・制度改正や一般送配電事業者の託送供給等約款の見直し、業務の効率化等を踏まえ、需給約款等を一部改定いたします。主な変更事項については、別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」をご確認ください。

改定後の需給約款等および電気需給条件説明書（重要事項説明書）については、当社お客さま専用Webサイト「スミリンでんき [マイページ]」に、別途、掲載いたします。

5. 添付資料

- ・別紙1「スミリンでんき（四国）電気料金単価表」
- ・別紙2「スミリンでんき（四国）燃料費調整見直し」
- ・別紙3「需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）」

以上

【お問い合わせ】

株式会社ファミリーネット・ジャパン

（小売電気事業者（登録番号 A0300））

東京都港区愛宕二丁目5番1号

カスタマーセンター 電話 0120-769-677

受付時間 9時～17時

（土日祝日、年末年始を除く）

スミリンでんき（四国）電気料金単価表

2023年8月の検針日以降にご使用される電気に適用する料金単価（改定後料金）は以下のとおりです。

スミリンでんき（四国）一般家庭向けプラン

（1）最低料金，電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	改定前料金	改定後料金	差額
最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	411円40銭	667円00銭	255円60銭
電力量料金	11kWhを超え120kWhまでの1kWhにつき	20円37銭	30円66銭	10円29銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	26円99銭	37円28銭	10円29銭
	300kWhを超える1kWhにつき	30円50銭	40円79銭	10円29銭

（2）割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、最低料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	1.0%	3.0%	5.0%	7.0%

スミリンでんき（四国）店舗・事務所向けプラン

（1）基本料金，電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約容量	1kVAにつき	374円00銭	397円10銭	23円10銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		16円97銭	27円26銭	10円29銭
	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき		22円50銭	32円79銭	10円29銭
	300kWhを超える1kWhにつき		25円42銭	35円71銭	10円29銭

（2）割引料金

その1月の使用電力量によって定める使用量別割引率（下表）を、基本料金と電力量料金の合計に乗じたものとします。なお割引料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

1月の使用電力量	300kWh以下	301～400kWh	401～500kWh	501kWh以上
使用量別割引率	1.0%	3.0%	5.0%	7.0%

スミリンでんき（四国）動力プラン

（1）基本料金，電力量料金（税込）※1月につき

料金区分	区分	単位	改定前料金	改定後料金	差額
基本料金	契約電力	1kWにつき	1,060円68銭	1,124円52銭	63円84銭
電力量料金	夏季	1kWhにつき	15円80銭	25円98銭	10円18銭
	冬季/その他季	1kWhにつき	14円36銭	24円54銭	10円18銭

スミリンでんき（四国）燃料費調整の見直し

燃料費調整における基準値の見直し

		種別・単位	改定前基準値	改定後基準値
平均燃料価格算定のための換算係数		原油(α)	0.2104	0.0875
		液化天然ガス(β)	0.0541	0.077
		石炭(γ)	1.0588	1.177
基準燃料価格		円/k ℓ	26,000円/k ℓ	80,000円/k ℓ
基準単価（店舗・事務所向けプラン、動力プラン）		厘/kWh(税込)	19銭6厘	15銭4厘
基準単価 （一般家庭向けプラン）	1契約につき最初の11kWhまで	厘(税込)	2円15銭4厘	1円69銭4厘
	上記を超える1kWhにつき	厘/kWh(税込)	19銭6厘	15銭4厘

※基準単価：平均燃料価格が1,000円/k ℓ 変動した場合の単価

※平均燃料価格の上限設定はありません。

需給約款等における料金以外の供給条件の見直し（主な変更点）

・配電事業制度導入にともない、新たに配電事業者を規定

配電事業制度が2022年4月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より電気の供給を受けるお客さまに対しても電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

・民法上の規定にもとづく基本契約要綱の変更

当社は、民法548条の4(定型約款の変更)にもとづき、電気需給約款および料金表を変更する場合があります、この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金表を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

・法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

・需給契約申込時のお申出事項の追加

一般送配電事業者の託送供給等約款の系統連系技術要件に、系統に連携する発電設備等として蓄電池が技術要件の適用対象となりましたことから、ご契約申込時のお申出事項に蓄電池を追加いたします。

・契約期間の変更

契約期間を需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日までから、廃止または解約により需給契約が消滅する日までに変更します。

・需要場所に関わる規定の変更

託送約款等における需給場所に関する規定の見直しを反映いたします。

・需給契約の単位に関する規定の変更

託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

・基本契約要綱の準拠法を規定

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。